| | | | |
|---|---|---|---|
| | 合計 | 百二 | 三単位以上は、生理学的検査に関する実習を行うこと。<br>実習時間の三分の二以上は、病院又は診療所において行うこと。<br>別表第二の上欄に掲げる実習の区分に応じ、同表の中欄に掲げる行為を必ず実施させ、かつ、同表の下欄に掲げる行為を必ず見学させること。 |

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十二単位以上及び臨地実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野五十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

**別表第二**（第二条関係）

| 実習 | 実施させる行為 | 見学させる行為 |
|---|---|---|
| 生理学的検査に関する実習 | 標準十二誘導心電図検査<br>肺機能検査（スパイロメトリー） | ホルター心電図検査のための検査器具装着<br>肺機能検査（スパイロメトリーを除く。）<br>脳波検査<br>負荷心電図検査<br>超音波検査（心臓、腹部）<br>足関節上腕血圧比検査 |
| 検体検査に関する実習 | 血球計数検査<br>血液塗抹標本作成と鏡検<br>尿定性検査<br>血液型検査<br>培養・Ｇｒａｍ染色検査 | 精度管理（免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査、輸血・移植検査） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 合計 | 九十五 | |

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習七単位以上及び臨地実習以外の教育内容八十八単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野五十三単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

（新設）